# 特定非営利活動法人からだフシギ 会員規程

定款第2章会員の項に基づき、会員に関する規程を設ける。

### (入会・退会)

- 1. 会員になろうとする個人または団体は、特定非営利活動法人からだフシギ(以下本法人)が定めた入会申し込書に必要事項を記載し、理事長に提出する。
- 2. 会員は年会費を収めるものとする。
- 3. 年会費は正会員 2,000 円、賛助会員 10,000 円とする。
- 4. 前項1,2をもって会員資格を得るものとする。
- 5. 一度納めた年会費は返還しない。
- 6. 届出により、年度の切り替え時に、会員種の変更ができる。
- 7. 会員が退会する場合は、本法人が定める退会届に必要事項を記載し、理事長に提出する。

# (会員の責務)

- 8. 正会員は総会に出席し、議決に加わらなければならない。
- 9. 正会員は当法人が実施する事業に参加する。
- 10. 賛助会員は総会に出席し、意見を述べることができる。
- 11. 会員は毎年年会費を納めなければならない。

### (会員の活動)

- 12. 会員の活動時間に対する対価は支払われない。
- 13. 事業に必要な経費は、会計に関する申し合わせにより、充当することができる。
- 14. 本法人からの情報伝達は電磁的媒体によるものとし、会員はメーリングリストに登録して情報を共有する。
- 15. 本法人の事業は、その事業に参加する会員相互の協力によって実施する。
- 16. 会員は定例ならびに臨時の運営会議に参加できる。
- 17. 正会員が本法人の事業として事業を計画した場合は、運営会議に提案し、その議を 経て実施する。事業を行った場合は、実施報告書を提出することとする。
- 18. 正会員は本法人の名刺を作成することができる(実費は会員負担とする)。

### (活動成果の帰属)

- 19. 本法人の事業による成果物は、本法人に帰属する。
- 20. 本事業から派生する講演会や著作物による収入は、可能な限りNPO法人宛とする。 (改廃)
- 21. 本規程の改廃は理事会で行う。

本規定は 2018 年 10 月 18 日より発効する。 但し、入会・退会に関しては、2019 年 4 月 1 日より発効する。

本規程は2020年10月22日より発効する。